

西武新宿線入曽駅にエレベーターを設置するため地域公共交通確保維持改善事業の補助金適用を求める意見書

西武新宿線入曽駅へのエレベーター設置は、駅利用者が公共交通機関を安全かつ安心して利用することができるよう、設置に向けた要望書等が市議会に対して提出されるなど、地域住民の願いは日々高まってきている。

入曽駅エレベーター設置については、入曽駅東口地区の市街地開発事業との関連からその取り組みを先送りにしてきた経緯がある。この市街地開発事業は一部の理解が得られず、断念せざるを得ない状況に至ったことは誠に残念であるが、今後は優先すべき新たな課題の解決に向けた支援をしていくものである。

顧みると、入曽駅は平成 8 年に西口改札が開設され、当初 6 時 30 分から 22 時 30 分までの利用時間であったものが、平成 22 年には終日利用できるようになり、利便性がさらに向上した。しかしながら、バリアフリーの考え方が浸透し、誰もが利用しやすい駅としての環境整備が強く求められており、特に公共交通機関においては、エレベーターはなくてはならない設備としてその必要性が叫ばれている。

市議会としても、多くの駅利用者への影響を考え、地域福祉の一端を担う公共交通機関の設備の更なる充実に向け、入曽駅へのエレベーター設置は、喫緊の最重要課題であると捉えている。

よって本市議会は、「地域公共交通確保維持改善事業」の趣旨に則り、バリアフリー化、公共交通の利用環境改善、地域鉄道の安全性の向上に資するため、西武新宿線入曽駅エレベーターの設置実現に向け、早期事業化が図られるように補助の適用を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 11 月 26 日

埼玉県狭山市議会

提出先

国土交通大臣